

令和5年度第1回三役会資料

日 時 令和5年6月15日（木）午後7時00分より

場 所 あさぶ商店街事務所

出席理事	木村 弘	理 事 長
	劔 物 忍	専務理事
	生嶋宏治	副理事長

欠席理事	佐藤典子	副理事長
------	------	------

事 務 局 奈良正彦

議 題

議 案

- 1、柏崎理事の件
- 2、夏祭りの件
- 3、ケースデンキの件
- 4、50周年記念事業進捗状況
- 5、管理棟の活用方法
- 6、エスコンフィールド視察、パークゴルフ

亜麻の花咲く手づくりの街

麻生商店街振興組合

議案 1

○柏崎理事の件

議案 2

○夏祭りの件

・スケジュール・内容

6月5日と9日に準備委員会が開催され、実施日は8月5日(土)の1日で開催、雨天の時は翌日に順延となった。

・8月4日 テント張り、電気工事など会場設営

・8月5日 9時より準備、テーブル、椅子設置ほか、会場設営
11時開始

・プログラム 未定(カラオケ、子どもゲーム、和光小ヨサコイ、カラオケ、盆踊り、抽選会・・・)

・コミュニティストア 内容未定

20時終了、撤収

・予算(地域活性化事業) (佐藤、生嶋、剣物、柏崎)

夏祭り	原材料	200,000 円(①)
	協賛金	300,000 円(②)
	雑費	50,000 円

イベント	事業運営費	400,000 円(③)
------	-------	--------------

＊②について、本年度協賛金は200,000円となる予定

＊③について、イベント事業費としては、エスコンフィールド視察他を予定、ここからの予算転用は地域活性化事業費の枠内として可能

◎商店街出店 もつ鍋、酒などの案が出ている。

商店街役員の参加は期待できないため、りあんに委託

委託料 20万(③から出金)

食材費 20万(①から出金)

＊以上について、予算作成時の金額であり、実際にどれだけの予算を充てられるかは出店内容や委託内容などが決まらなければ決定できないが、予算内では収まるのではないか。

＊なお、連絡品、提供食品などを6月21日(水)までに提出しなければなりませんので、内容を早急に決定してください。

議案 3

○ケーズデンキの件

1 賛助会員規程の検討

2 賛助会員規程を先方に渡すか。

3 加入期間について、文書に残すか。

議案 4

○50 周年記念事業進捗状況

- 1 記念誌部会では、表紙について一般からのイラスト、写真募集ということでチラシ配布、創立から 40 年までと 40 年から 50 年までのトピックを検討中。＊報告書参照
- 2 祝賀会 進展なし
- 3 記念品 進展なし
- 4 その他記念イベント 進展なし

＊商店街新報 7 月 15 日号に表紙の写真など募集の記事が載ります。

議案 5

○管理棟の活用方法

議案 6

○エスコンフィールド視察

日 時：？（9 月 5・6・7 日試合なし）

要 領：8 月 17 日案内開始

8 月 31 日申込締め切り

当日事務所休み

募集人数 20 人

参加費 1,000 円

内 容：11:00 駐車場向かいANGIN前集合

12:00 F・VILLAGE 着

ツアー参加(50 分)

その後、自由行動

(場内見学・食事など)

15:00 現地出発

16:00 帰着

予 算：駐車場料金 7,000 円

ベーシックツアー 50,000 円 (1,800 円×25 名～)

広告宣伝費 5,000 円(案内チラシ作成、町内会へ配布)

○パークゴルフ

■5/31（水）17:30～あさひ商店街事務所 2 回目のPJ

＜主な内容＞

(1) 記念誌表紙の写真・イラスト募集

①A4 チラシを作成（別紙、印刷はラクスル、1000 枚）済み

掲示：道銀 ATM 掲示板、覚王寺、理事の皆さんの店舗

回覧：町内会 600

配布：組合加盟店 83 店舗（真鍋さんに配布依頼）

協力依頼文：西本

②A4 チラシを A3 に拡大し、ラミネートにして掲示

西本

五差路掲示板、りあん掲示板

③SNS で拡散

ホームページ：奈良、Facebook・ツイッター：西本

(2) 表紙タイトルの確認

「紡ぐ」（つむぐ）決定 文字→丹羽さんに依頼

(3) 組合店紹介ページ

①掲載内容案を作成、加盟店に配布し、参加・協力依頼 →アピール文など、原稿提出してもらう

（依頼文の配布は、麻生まちづくり協議会新聞配布に合わせて真鍋さんより）

②各店舗の写真撮影希望→ 撮影：中村

(4) 麻生ってどんな街？

・マンガで紹介：案作り 内平

(5) 挨拶、メッセージ依頼 : 佐藤典子

600～800 字

①挨拶：木村理事長

②メッセージ（案）：秋元市長、佐々木区長、麻生連合会会長・田中さん、まちづくり協議会会長・大門さん、道振連理事長、市商連理事長・島口さん

③寄稿：早川さん

④そのほか応援メッセージ（案）：顧問・木元さん？、相談役・小林さん？

◆②メッセージ依頼者は、こちらでよろしいでしょうか？⇒要確認

◆④応援メッセージとして、顧問、相談役のどちらか？両方？無し？⇒要確認
検討願います。

(6) 商店街 50 周年の歩み ……10 年ごとにピックアップ

1～40 年：中村、40～50 年：奈良

(7) 商店街概要（40 年記念誌 P12 参照）

まとめの作業：奈良

麻生商店街振興組合 賛助会員規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、麻生商店街振興組合(以下「組合」という。)の賛助会員の入会および退会並びに賛助金の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員の資格)

第2条 賛助会員となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1. 商店街区内及びその近隣に事務所又は事業所を有する者
2. 商店街振興に資する活動を行う者

(加入)

第3条 賛助会員となることができる者は、所定の加入申込書に必要事項を記入した申込書を組合事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(議決権および選挙権)

第4条 賛助会員は組合の総会における議決権および選挙権は有しない。

(賛助金)

第5条 賛助会員は、組合に賛助金を拠出しなければならない。賛助金の金額は、理事会において定める。

(賛助会員の権利)

第6条 賛助会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

1. 組合の事業に関する情報の提供を受ける権利
2. 組合の事業活動に参加する権利

(賛助会員の義務)

第7条 賛助会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

1. 組合の定款及び規程を遵守する義務
2. 賛助金を納入する義務
3. 組合の事業活動に協力する義務

(退会)

第8条 賛助会員は、退会を希望する場合、または以下の各号のいずれかに該当する場合には、退会することができる。ただし、すでに納入された賛助金は返還しない。

1. 死亡した場合
2. 解散した場合

(除名)

第8条 本組合は、次の各号の一に該当する賛助会員を理事会の議決によって、除名することができる。ただし、すでに納入された賛助金は返還しない。

1. 組合の定款又は規約に違反した場合
2. その他理事会が除名と認めた場合

(規程の変更)

第9条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

第10条(附則)

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

賛助会員加入申込書

麻生商店街振興組合 宛

加入申込日	年 月 日
会社名・団体名	
代表者名	⑩
役職	
担当者名	
会社・団体の住所	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

賛助会費 : 月額 _____ 円

前月末までに当月の賛助会費をお支払いください。

賛助会員が退会しようとするときは組合に退会届を提出してください。

* なお、入会に当たっては、少なくとも加入から３年間は入会を継続していただくよう、お願いいたします。

賛助会費振込先

銀行名
口座種類・番号
口座名義

北海道銀行麻生支店
普通 0154802
麻生商店街振興組合